

## 遊漁の申し込みについて

遊漁を希望される方は、組合で定めた下記遊漁料を取扱所で納付して『遊漁承認証』の交付を受けて下さい。(禁漁区内は立ち入り禁止・別項)

ただし、遊漁をする場所において漁場監視員に納付するときの遊漁料は700円加算した額となります。

**全魚種共通、日釣券2,000円**

**年釣券7,000円**(写真1枚必要、郵送可送料別途)

**中学生、障害者半額**

(年齢を証明できるもの及び障害者手帳等持参の方に限る)

**小学生以下無料**

## 漁業の方法及び制限・禁止事項

### 1) 漁業の方法と採捕禁止期間

●あゆ漁業 竿釣に限る(一人一本)

**期間** 組合の公示する日から12月31日まで、ただし、友釣り以外の漁具漁法は別に組合が公示する日から12月31日まで。

**禁漁期間** 1月1日から組合の公示する日まで。

●いわな・あまご(あめのうお) 漁業 竿釣に限る(一人一本)

**期間** 3月1日から9月30日まで。

**禁漁期間** 10月1日から2月末日まで。

※遊漁規則、行使規則により禁漁期間を県の調整規則に規定されている期間よりも厳しく(長く)設定しています。違反すると調整規則第23条による(罰則—A類)又は(罰則—B類)(漁業権又は漁協組合員の漁業を営む権利の侵害。20万円以下の罰金。ただし、告訴がなければ公訴を提起することができない。漁業法第143条)が適用されます。

### 2) 全長等の制限

調整規則第24条により、資源保護のため捕ってよい大きさが制限されています。もし捕れてしまった場合には元の場所へ放してください。また、かじか、さけ及びさくらますが産卵した卵を捕ることも禁止されています。

**いわな・あまご・(あめのうお) 採捕禁止の大きさ全長15cm以下**(全長とは、頭の先から尾びれの先端までの長さをいいます。)

※違反すると(罰則—A類)(調整規則違反 6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留、科料又はこれらを併科。調整規則第34条)が適用されます。

### ★お願い

ルアー釣りの場合、魚体への影響を最小限にとどめるため極力シングルフックを使用して下さい。

## 遊漁者の皆様へ

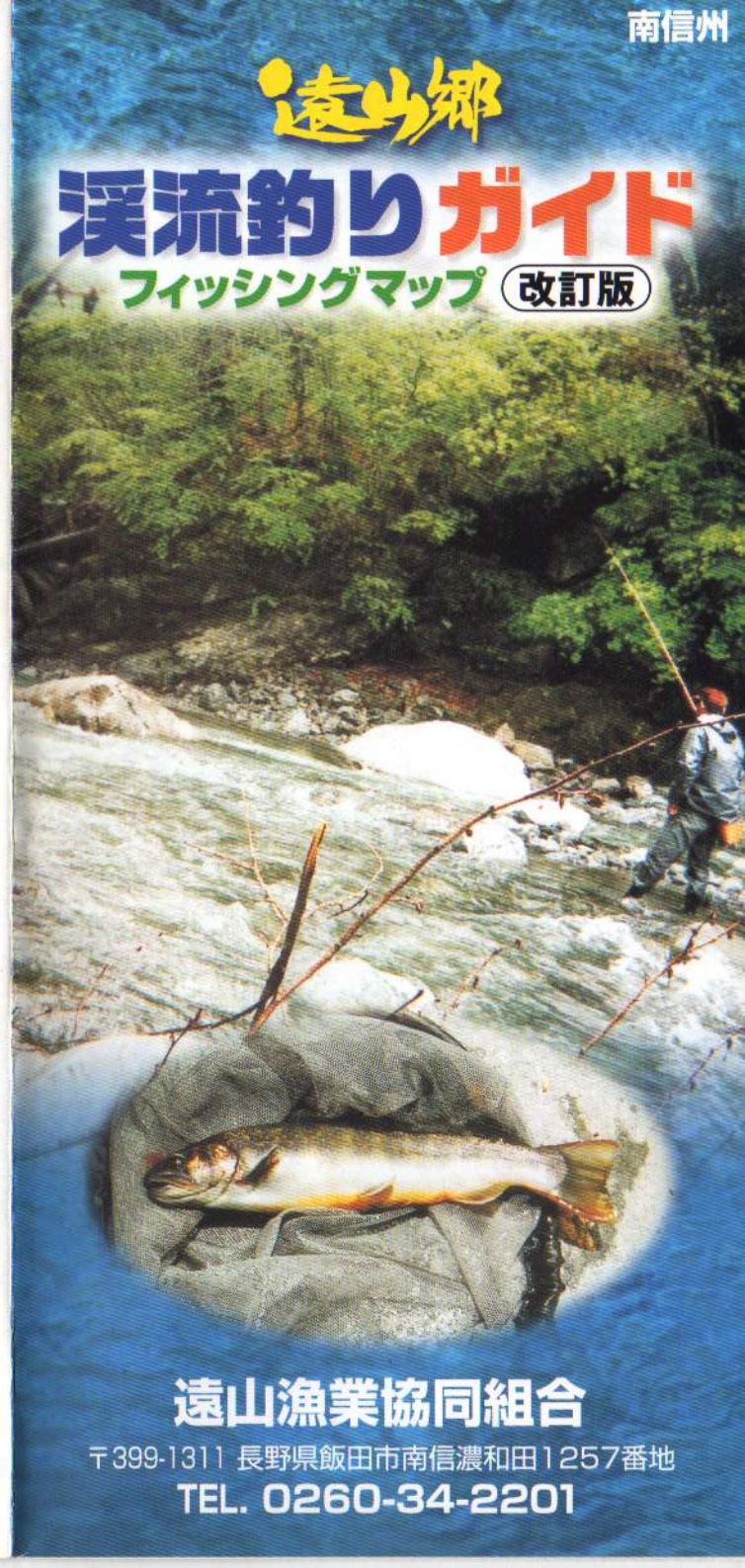
当組合の漁場管理区域は飯田市南信濃・上村区にまたがる区域です。雄大な南アルプス南部の山々から湧出する水を集め、素晴らしい渓谷美を形成し、神々の棲む里と称される遠山郷を縦貫しています。この川は世界でもほぼ南端に生息するといわれる、長野県指定準絶滅危惧種ヤマトイワナや、遠山アマゴとも称される素晴らしい魚体をした天然物がまだまだ数多く生息し、その川相と相まって、日本屈指の名川との評価を多くの釣り人からいただいています。この恵まれた漁場を利用して、組合員の漁業生産の向上と遊漁者の皆様に楽しく釣りをしていただくため、漁場の保全並びに魚苗放流による積極的増殖に努力しています。遊漁者の皆様、ゴミを捨てない・持ち帰るという最低限のマナーを守ることが勿論、裏面の規則を遵守し、河川の形状破壊につながるような行為及び資源の減少を助長する乱獲を慎み、この貴重な河川と魚を次世代に継承していくために格別のご協力をお願いいたします。

## 遠山へのアクセス



### ■自家用車ご利用の場合

上越 長野 方面	上越約2.5時間 <b>長野道</b>	岡谷JIC	約1時間	松川IC	約1時間	遠 山 郷
東京 方面	高井戸約2.5時間 <b>中央自動車道</b>	中央自動車道	約80km			
静岡 名古屋 方面	静岡約2.5時間 <b>東名高速</b>	小牧JIC	約1.5時間	飯田IC	約1時間	
大阪 方面	吹田約2.5時間 <b>名神高速</b>	中央自動車道	約110km			



遠山郷

# 溪流釣りガイド

フィッシングマップ **改訂版**

遠山漁業協同組合

〒399-1311 長野県飯田市南信濃和田1257番地

TEL. 0260-34-2201

## 入川についての注意

1. 遊漁に際しては、必ず遊漁承認証をお求め下さい。遊漁中は「年券」「日券」等遊漁承認証を見やすい所に着用して下さい。現場売りは700円を加算した額となります。遊漁承認証の紛失による再発行はできません。
2. 遊漁承認証は、記名人以外の使用はできません。
3. 遊漁中、漁場監視員より要求があった時は、直ちに遊漁承認証を提示して下さい。  
※漁場監視員は、規則の励行について、遊漁者に必要な指示をすることができますから、これに従ってください。
4. 遊漁中は、相互に間隔を保ち、他の遊漁者に迷惑を掛けないようにしましょう。
5. テープ張り・杭や脚立等による場所取りはできません。場所を確保できるのは本人がいる場合のみです。お互いに譲り合い、楽しく遊漁をしてください。
6. 全ての魚種に対して、全ての網漁が禁止です。(竿釣りのみ・一人一本)
7. 遊漁対象魚種の全長制限、禁漁期及び禁漁区の設定を厳守して下さい。
8. 遊漁規則その他、水産諸法令をお守り下さい。
9. 1～8までの事項に違反しますと、遊漁の中止、以後の遊漁をお断りすることがありますからご注意下さい。この場合、すでに納付済みの遊漁料は払い戻しいたしません。



## 長野県漁業調整規則及び 漁業権遊漁規則(抜粋)

### 漁具・漁法の禁止と制限

#### 1) 禁止漁法

\*保護法第5条、6条によるもの {罰則—C類}

- ① 爆発物を使用する漁法
- ② 有毒物を使用する方法

\*調整規則第25条によるもの {罰則—A類}

- ① 水中に電気を通じてする漁法
- ② 鵜縄を用いてする漁法
- ③ 鵜飼漁法
- ④ 石こじ漁法
- ⑤ 堰漬漁法(堰伏漁法を含む)
- ⑥ 川干漁法
- ⑦ 石うち漁法(はんまうち漁法を含む)
- ⑧ 潜水してする漁法
- ⑨ 水中銃(もりを含む)を用いてする漁法
- ⑩ 刺網を2枚以上重ねてする漁法

#### 2) 漁法の制限

\*調整規則第5条による制限 {罰則—A類}

- ① 県の許可を受けなければ出来ない漁法  
うけ、指網、大型の四手網、箱伏漁法、魚堰漁法、瀬付漁法、やな等。

#### 3) 漁業区域

飯田市南信濃と下伊那郡天龍村との境界遠山川の「折立橋」より上流の飯田市南信濃・上村区内の遠山川本・支流

#### 4) 禁漁区域

飯田市上村、伊藤沢川砂防ダムの下流端から上流の伊藤沢川全域及び飯田市上村1329番地先より上流の遠山川支流加加良沢水系の全区域。

## 外来魚等に関する制限

・ブラックバス、ブルーギル、アメリカザリガニ、雷魚を移植してはならない。(違反者は、6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留若しくは科料に処し又は併科する。)

ブラックバス(オオクチバス、コクチバスその他のオオクチバス属の魚をいう。以下同じ。)又はブルーギルを採捕した者は、採捕したブラックバス又はブルーギルを、生かしたまま採捕した水域から持ち出してはならない。(違反者は1年以下の懲役、若しくは50万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。)

### ※罰則の内容

{罰則—A類} 調整規則違反

6月以下の懲役、10万円以下の罰金、拘留、科料、又はこれらを併科。(調整規則第34条)

{罰則—C類} 保護法違反

3年以下の懲役、200万円以下の罰金。

(保護法第36条)

### ★お願い

お車の駐車は、他の車の通行の妨げにならないよう、広い場所を選んで、駐車するようにしましょう。

河原近くの林や沢、畑で「椎茸」「わさび」各種野菜の栽培が行われています。

これらは、生産者が手塩にかけて育てた大切な作物です。絶対採らないで下さい。

・在来種保護のため、魚類の持ち込み、移動等による放流は絶対にしないでください。

- ・釣場の頭上、前後に電線がないことを確認して下さい。
- ・上流ダムからの放流による増水に十分注意して下さい。

# 遠山郷

## フィッシングマップ



